

第8回定期総会

日時：2025年6月14日 15時～

場所：世田谷キャンパス 7204教室

(次第)

1. 会長挨拶

2. 議長・書記の選出

3. 第1号議案（報告事項） <書面表決及び出席者により可決>

1) 2024年度事業報告

2) 2024年度会計報告

3) 2024年度監査報告

4. 第2号議案（決議事項） <書面表決及び出席者により可決>

1) 2025年度事業計画

2) 2025年度収支予算

5. 第3号議案（承認決議事項）<書面表決及び出席者により承認>

1) 組織ならびに役員

6. 質疑・応答 なし

7. その他の報告（今年度予算の執行、選手の表彰等）

・予算の執行状況について

2025年6月13日現在 17名の会費納入

6月14日 7名の会費納入と寄付

・選手の表彰等について

トップ選手のサポートとして4年森拓海さんのワールドユニバーシティーズ出場への激励金を授与

- ・水泳部創部70周年式典について

2030年11月を予定

- ・2026年度定期総会について

2025年6月を予定

8. 議事終了・書記の解任・議長の解任

9. 閉会挨拶

以上

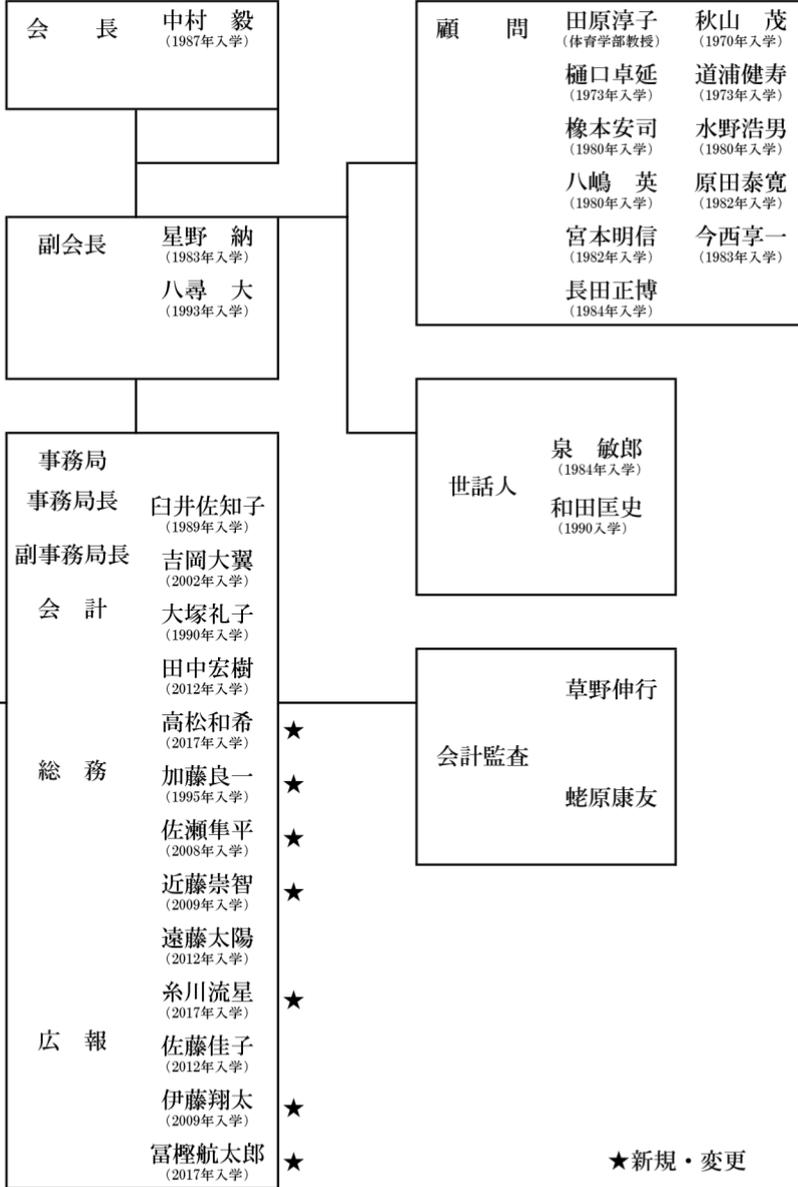
〈総会での決定事項をホームページで報告する〉

国士館楓泳会組織ならびに役員

2025年6月14日

(敬称略)

< 役員 >



国士館大学水泳部	
部長	和田匡史
監督	和田匡史
ヘッドコーチ	田垣貞俊
コーチ	田中宏樹
コーチ	日比崇達
アシスタント	扇畑壮伯
学 生	(主将) 託摩頼明 (女子主将) 伊藤琴羽 (副主将) 齋藤 凜 (副主将) 繩井健世 (マネージャー) 高橋 彩巴 (学連担当) 脇山 俊 (楓泳会担当) 託摩頼明 (楓泳会担当) 齋藤 凜

各地区

北海道 菅原洋人 (2012年入学)	東北 相馬季明 (1985年入学) 橋本恵一 (2006年入学)	関東 角屋仁志 (1979年入学) 佐々宗史 (1993年入学)	北信越 木下嘉美 (1981年入学) 中原智吉 (1982年入学)	東海 山本裕也 (1993年入学) 中島啓介 (1996年入学)	近畿 廣田紀夫 (1990年入学) 庄司 慎 (1996年入学)	中国 徳本信治 (1971年入学) 藤田 睦 (1995年入学)	四国 後藤田健一 (1977年入学) 井上 健 (1990年入学)	九州 堤 聖一 (1983年入学) 中川博文 (1994年入学)
--------------------------	--	--	---	--	--	--	---	--

★新規・変更

国士館楓泳会（国士館大学水泳部後援会）規約

第1章 総則第1条 本会の名称は、国士館楓泳会（国士館大学水泳部後援会）と称する。

第2条 本会は平成30年4月1日に設立する。

第3条 本会は、事務局を国士館大学理工学部和田匡史研究室に置くものとする。

〒154-8515 東京都世田谷区世田谷 4-28-1 国士館大学理工学部和田匡史研究室

第4条 本会は国士館大学水泳部の発展向上を期するために後援し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 組織及び会員第1条 本会には、国士館大学水泳部のうち、男子・女子を置くものとする。

第2条 会員は正会員（個人）及び賛助会員（団体）とする。

第3条 正会員は、国士館大学水泳部に在籍したものとおよび国士館大学水泳部に縁故あるものにして、本会の主旨に賛同するものとする。

第4条 賛助会員は、国士館大学水泳部に縁故あるものにして、本会の主旨に賛同し、役員への推薦又は承認を得たものとする。

第5条 入会及び退会は事務局に申し出ることとする。

第6条 本会の名誉を著しく損ない、秩序を乱し、本会の主旨に反したものは役員会を通して退会とする。

第3章 役員

第1条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名は水泳部卒業生がその任務に当たり、総会に報告する。
- ② 副会長は若干名を会長が推薦し、総会の承認とする。
- ③ 顧問は若干名を会長が推薦し、総会の承認とする。
- ④ 会計は2名を会長が推薦し、総会の承認とする。
- ⑤ 会計監査は2名を役員会に於いて推挙により決定する。
- ⑥ 事務局は、上記役員及び若干名の局員を会長が推薦し、総会の承認とする。

⑦ 各地区役員を会長が推薦し、総会の承認とする。

⑧ 世話人を会長が推薦し、総会の承認とする。

第2条 各役員の任期は2年とする。ただし、就任時70歳までとし、留任再任を妨げない。

第3条 会長は役員会の定める所に従い、会務一切を総括し本会を代表する。会長は副会長、顧問、会計、会計監査、事務局、各地区役員、世話人をもって役員会を構成し、多数決により諸案件を議決する。

第4条 副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその任務を代行する。

第5条 顧問は、必要に応じて本会運営に協力・助言する。

第6条 会計は振込まれた会費及び寄付金を、本規約に従って事務局経費・活動経費に分配し、その使途について会計報告を作成する。

第7条 会計監査は、会計報告が適正に行われているか監査する。

第8条 役員会は必要に応じて随時開催する。

第4章 総会第1条 本会の総会は、最高議決機関とする。

第2条 総会は毎年1回開催する。

第3条 議長は総会参加者の中から互選により決する。

第4条 総会出席者の過半数をもって決議する。なお、同数の場合は議長の決するところによる。

第5条 本会の総会は、会務報告・計画等を協議する。

第6条 必要があるときは随時、臨時総会を開催することができる。

第7条 緊急を要する場合は、役員会に於いて決定処理し、後日総会に於いて報告事後承認を求めることとする。

第5章 事業

第1条 本会は第1章第4条の目的を遂行するため、役員会の承認を得て次の事業を行う。

① 国土舘大学水泳部選手を奨励後援するために必要な行事及び経済的援助を行う。

② 国土舘大学水泳部部長・監督・コーチングスタッフを奨励後援するために必要な行事及び経済的援助を行う。

- ③ 国士舘大学水泳部選手の壮行会や祝賀会等の開催を企画し、選手と会員及び会員相互の親睦を深める。
- ④ 国士舘大学水泳部強化及び普及に関する事業の一環として、優れた選手・コーチ（外国人を含む）の招聘を行う。
- ⑤ 会報の製作及び発送の業務を行う。
- ⑥ その他役員会が承認した目的に必要な事業を行う。

第6章 会計

第1条 経費は次に掲げるものを以て支弁する。

- ① 正会員会費及び寄付金は年間 5,000 円として、原則一口以上とする。
- ② 賛助会員会費及び寄付金は年間 10,000 円として、原則一口以上とする。
- ③ 寄付金の使途は、正会員及び賛助会員の意志を尊重する。
- ④ 年度毎に正会員会費及び賛助会員会費の合計額から事務局経費を差し引き、残額を活動経費として配分する。

第2条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了し、年度毎に会計報告を行うものとする。

第7章 雑則

第1条 本会の規約の変更は総会にて行う。

附則

平成30年11月10日制定

令和元年11月16日改定

令和6年6月16日改定